

令和7年度補正予算

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(推奨事業メニュー)

地方公共団体職員向け Q&A (第3版/令和8年4月1日)

- 本 Q&A は、令和7年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、「重点支援地方交付金」という。）の推奨事業メニューに係る取扱を明確化するためのものです。
- 第2版から変更のあった問については、見出し冒頭に「★」を付しています。

目次

| | |
|---|----|
| 1 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）の対象事業について | 8 |
| 1-1 重点支援地方交付金の交付対象事業は、どのような事業か。 | 8 |
| 1-2 ○○事業は対象となるか。 | 8 |
| 1-3 重点支援地方交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。 | 9 |
| 1-4 実施計画に記載する事業は、「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」に掲載されている 具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。 | 9 |
| 1-5 ★地方公共団体の令和7年度当初予算もしくは補正予算に計上され る事業及び令和7年度予算に計上された予備費により実施される事 業について、令和8年度実施計画に記載できるか。 | 9 |
| 1-6 ★令和7年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金と令 和8年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金の間で流 用はできるか。 | 10 |
| 1-7 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、令和7年4月1日から 実施される事業は、令和7年度の交付決定前に着手した事業であっ ても対象となるか。 | 10 |
| 1-8 市町村が重点支援地方交付金を活用して実施する地方単独事業に対 して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。 | 10 |
| 1-9 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。 | 10 |

| | |
|---|----|
| 1-10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。 | 10 |
| 1-11 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も重点支援 地方交付金の対象になるのか。 | 11 |
| 1-12 ハード事業は対象となるのか。 | 11 |
| 1-13 用地費は対象となるか。 | 11 |
| 1-14 貸付金・保証金は対象となるか。 | 11 |
| 1-15 出資金は重点支援地方交付金の対象となるか。 | 12 |
| 1-16 リース契約による場合は、重点支援地方交付金の活用対象となる か。 | 12 |
| 1-17 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象とな るか。 | 12 |
| 1-18 ★国の補助金等への上乗せに重点支援地方交付金を使用するこ とは可能か。 | 12 |
| 1-19 ★特定の事業者等に対する支援に重点支援地方交付金を使用する ことは可能か。 | 13 |
| 1-20 1-19の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手 続等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。 | 13 |
| 1-21 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方 公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家 賃、給食費等を減免する場合に重点支援地方交付金を充当できるか。 | 14 |
| 1-22 固定資産税や住民税の減免に重点支援地方交付金を充当できるか。 | 15 |
| 1-23 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。 | 15 |
| 1-24 ★新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、 令和5年 11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原 則として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費 用等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされた が、令和8年度に実施する ICT 整備事業で、次年度以降にまたがる 保守契約等の費用分は交付対象とならないのか。 | 15 |
| 1-25 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地 方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、 どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 | 16 |
| 1-26 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支 援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当 たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 | 16 |

| | |
|--|----|
| 1-27 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点支援地方交付金を活用することは可能か。 | 16 |
| 1-28 1-26に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。 | 17 |
| 1-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、重点支援地方交付金を充当することは可能か。 | 17 |
| 1-30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのようなものか。 | 17 |
| 1-31 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能か。 | 18 |
| 1-32 省エネ家電への買い換え支援を検討するにあたって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。 | 18 |
| 1-33 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。 | 18 |
| 1-34 ★生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和7年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。 | 19 |
| 1-35 重点支援地方交付金を財源とし、生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。 | 19 |
| 1-36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。 | 19 |
| 1-37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、重点支援地方交付金の活用が可能か。 | 19 |
| 1-38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。 | 20 |
| 1-39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。 | 20 |
| 1-40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、重点支援地方交付金を充当することは可能か。 | 20 |

| | | |
|-------|--|----|
| 1-4 1 | 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充において、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に重点支援地方交付金を充当することは可能か。 | 21 |
| 1-4 2 | 重点支援地方交付金の交付対象事業について、市町村ごとに特定の給付の指定を受ける必要はあるのか。 | 21 |
| 2 | 商品券等の配布により実施する事業について | 22 |
| 2-1 | 商品券等の配布事業に取り組む場合の留意事項はあるか。 | 22 |
| 2-2 | 商品券等の配布事業において、未換金相当額を国庫へ返還する際の方法如何。 | 22 |
| 3 | 個人を対象とした給付金等により実施する事業について | 23 |
| 3-1 | 現金給付を実施する場合の留意事項はあるか。 | 23 |
| 3-2 | ★生活保護世帯は支援の対象となるか。 | 23 |
| 3-3 | デジタル庁が提供する給付支援サービスの活用を希望する場合、通知された交付限度額を充当しても良いか。 | 23 |
| 4 | 食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定） | 24 |
| 4-1 | 特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。 | 24 |
| 4-2 | 特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。 | 24 |
| 4-3 | 特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。 | 24 |
| 4-4 | 商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければならないのか。 | 24 |
| 4-5 | 特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。 | 25 |
| 4-6 | 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。 | 25 |
| 4-7 | 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。 | 25 |
| 4-8 | 特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料 | |

| | |
|---|----|
| 品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。 | 26 |
| 4-9 本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有 の国の基準日は設けられるのか。 | 26 |
| 5 基金について | 27 |
| 5-1 ★重点支援地方交付金を活用して積み立てることのできる基金の要 件は何か。 | 27 |
| 5-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施 計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。 | 27 |
| 5-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。 | 28 |
| 5-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。 | 28 |
| 5-5 ★既存の基金への積み増しは可能か。 | 28 |
| 5-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。 ... | 28 |
| 5-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源 としてよいか。 | 29 |
| 6 手続きについて | 30 |
| 6-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてもよいか。 | 30 |
| 6-2 実施計画に記載の事業間での重点支援地方交付金の流用は可能か。 | 30 |
| 6-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。 | 30 |
| 6-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すれば よいか。 | 30 |
| 6-5 市区町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定 される場合、市区町村が重点支援地方交付金の実施計画を作成する 際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成にお いては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。 | 30 |
| 6-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。 必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当す るのか。 | 31 |
| 6-7 提出資料の鑑文は必要か。 | 31 |
| 6-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経 費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を 記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。 | 31 |
| 6-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。 | |

| | |
|---|----|
| | 31 |
| 6-10 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。 | 31 |
| 6-11 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。 | 32 |
| 6-12 利子補給はどのように記載すべきか。 | 32 |
| 6-13 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付 限度額は事後的に変更されるのか。 | 33 |
| | |
| 7 繰越し・執行について | 34 |
| 7-1 ★令和8年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満た さなくてもよいか。満たさない場合、差額は本省において令和9年 度に繰り越されるのか。 | 34 |
| 7-2 ★令和8年度実施計画に記載する令和7年度本省繰越分の交付限度 額は変更できるか。 | 34 |
| 7-3 ★令和8年度実施計画に記載した事業が令和8年度内に終了しない 場合、令和9年度への繰越しは可能か。 | 34 |
| 7-4 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し 後に流用することはできるか。 | 34 |
| 7-5 重点支援地方交付金は補助金適正化法の対象となるか。 | 34 |
| 7-6 重点支援地方交付金は「法律補助」か「予算補助」か。 | 35 |
| 7-7 重点支援地方交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に 該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。 | 35 |
| 7-8 交付要綱等は誰が作成するのか。 | 35 |
| 7-9 ★令和7年度実施計画に記載し、令和8年度に繰越を行った事業に ついて、計画の修正を行えるか。 | 35 |
| | |
| 8 地方財政上の措置との関係について | 36 |
| 8-1 本重点支援地方交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられ るか | 36 |
| 8-2 重点支援地方交付金と地方債の関係如何。 | 36 |
| 8-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に重点支援地方交付金を充当 することが可能か。 | 36 |
| 8-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、重点支援地方交 付金を充当してよいか。 | 36 |
| 8-5 重点支援地方交付金について、地方公共団体の予算における歳入項 目の指定は別途なされる予定か。 | 36 |
| 8-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。 | 37 |

| | |
|--|----|
| 9 公営企業会計・特別会計等について | 38 |
| 9-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、重点支援地方交付金は 直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。 | 38 |
| 9-2 Q&A9-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はど うか。 | 38 |
| 9-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施 計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 .. | 38 |
| 9-4 公営企業会計、特別会計事業に重点支援地方交付金を充当する場合、 どの時点で「事業を実施」したことになるのか。 | 38 |
| | |
| 10 効果の検証・実施計画等の公表について | 40 |
| 10-1 重点支援地方交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどの ように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、 事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表す べきか。 | 40 |
| 10-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われ るのか。 | 41 |
| 10-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。 | 41 |
| 10-4 ★地方公共団体において、実施計画及び活用状況の様式の公表は どの時点で行えばよいか。 | 41 |
| 10-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年 度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了 後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要 があるのか。 | 41 |
| 10-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効 果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。 | 42 |

1 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）の対象事業について

1-1 重点支援地方交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免に対する事業を含む。以下同じ。）としている。具体的には、

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算（以下、「特別加算」という。）
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
- ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑧農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。実施計画への記載に当たっては、推奨事業メニューに該当しない事業の必要性を、例えば、地域の特殊事情等を踏まえ記載されたい。

1-2 ○○事業は対象となるか。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業である。

重点支援地方交付金の活用には、個々の事業を実施する各地方公共団体において説明責任を負うことに御留意いただきたい。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、こういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

1-3 重点支援地方交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点支援地方交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点支援地方交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を交付対象事業としている。

1-4 実施計画に記載する事業は、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。

実施計画に記載する事業は、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」(以下、「経済対策」という。)に掲載されている具体的な施策と一致する事業に限らない。経済対策と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記載いただきたい。

1-5 ★地方公共団体の令和7年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和8年度実施計画に記載できるか。

推奨事業メニューについては、重点支援地方交付金を財源とし、令和8年度実施計画に記載可能な事業は、

- ・地方公共団体の令和8年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和8年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

なお、地方公共団体の令和7年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業については、

原則として、令和8年度実施計画に記載することができないが、当該事業について、令和8年度に繰り越される場合、令和8年度実施計画に記載してよい。

ただし、既に提出した令和7年度実施計画に当該事業を記載している場合は、交付金を充当する部分が重複しないように留意いただきたい。

1-6 ★令和7年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金と令和8年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金の間で流用はできるか。

令和7年度と令和8年度の実施計画間で流用はできない。

また、令和6年度補正予算で措置された推奨事業メニューと令和7年度補正予算で措置された推奨事業メニューの間での流用もできないため、留意いただきたい。

1-7 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、令和7年4月1日から実施される事業は、令和7年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。

対象となり得る。

1-8 市町村が重点支援地方交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。

重点支援地方交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

1-9 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。

地方公共団体の職員の人件費は、対象外経費となる。ただし、物価高騰対応のための体制拡充等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

1-10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。

物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。ただし、常

勤職員の時間外勤務手当等に重点支援地方交付金を充当する場合は、時間外勤務のうち物価高騰対応の業務に充てることができることから、適切に勤務状況を管理することが求められることに留意すること。

1-1 1 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も重点支援地方交付金の対象になるのか。

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

また、事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫いただきたい。

1-1 2 ハード事業は対象となるのか。

物価高騰への対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用は対象外経費となる。

令和7年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる。

1-1 3 用地費は対象となるか。

用地の取得費は、対象外経費となる。

1-1 4 貸付金・保証金は対象となるか。

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）は、対象外経費となる。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。信用保証料補助事業等を実施し、繰上償還により信用保証料補助等の一部が地方公共団体に返還された場合は、交付決定された他の物価高騰対応として実施される事業に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき適切に国庫返納する必要があるため、留意されたい。

1-15 出資金は重点支援地方交付金の対象となるか。

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の使途に制限がないことから、これを重点支援地方交付金の目的である「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生」のためのもとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという重点支援地方交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

1-16 リース契約による場合は、重点支援地方交付金の活用対象となるか。

対象となる。ただし、原則として重点支援地方交付金の交付対象期間中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

1-17 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、次年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、令和8年4月1日付け事務連絡を参照されたい。

1-18 ★国の補助金等への上乗せに重点支援地方交付金を使用することは可能か。

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者や事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。

また、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の補助金等への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

なお、実施計画に記載する事業のうち個人を対象とした給付金等に該当す

る事業について、令和8年4月1日付け事務連絡に記載のとおり、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

さらに、国の補助事業等に上乘せし補助等する地方単独事業について、会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項をとりまとめているため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）も参照されたい。

1-19 ★特定の事業者等に対する支援に重点支援地方交付金を使用することは可能か。

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、物価対応への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあるので留意されたい。（Q&A 10-2 及び 10-3 についても留意されたい。）

また、上記に加え、実施計画に記載する事業のうち一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、重点支援地方交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めているので、令和8年4月1日付け事務連絡を参照されたい。

1-20 1-19の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手続

等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。

「支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するもの」には、公募により選定する場合以外に、市内在住者、域内のすべての事業者を対象にする補助事業等が考えられる。

1-21 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に重点支援地方交付金を充当できるか。

重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、対象となり得る。

ただし、当該減免については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、減免対象を物価高騰の影響を受けて生活に困っている個人や事業者の物価高騰の影響で増大した負担の軽減といった合理的な範囲とするなど、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう工夫されたい。

なお、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、重点支援地方交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第3の3）から、重点支援地方交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、重点支援地方交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

1-22 固定資産税や住民税の減免に重点支援地方交付金を充当できるか。

市区町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという重点支援地方交付金の性質になじまない。

なお、国民健康保険税（料）については、固定資産税や住民税と同様の取り扱いとする。

1-23 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。

対象外。ただし、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

1-24 ★新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、令和5年11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原則として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費用等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされたが、令和8年度に実施するICT整備事業で、次年度以降にまたがる保守契約等の費用分は交付対象とならないのか。

令和8年度実施計画に記載可能な推奨事業メニューは、原則、
・地方公共団体の令和8年度予算に計上され、実施される事業
・地方公共団体の令和8年度予算に計上された予備費により実施される事業
のいずれかに該当する事業であるから、初年度の費用分は交付対象となるが、次年度以降の保守契約等の費用分は、原則、地方公共団体側で負担することを前提とされたい。

ただし、事業開始に要する費用として単年度に支出するもので、新規の端末導入と一体不可分な費用などで、単年度に支出することが地方公共団体の会計ルール上適切なものについては、3年を上限として、保守費用等を対象経費に含めて差し支えない。この場合、積算内訳については以下を参考に、実施計画にライセンス契約、保守契約等の期間を記載すること。

（積算内訳）

必要額：〇〇円

内訳

・端末

単価〇〇円×台数〇〇台＝〇〇円

- ・ソフトウェアライセンス（〇〇か月）
単価〇〇円×台数〇〇台×〇ライセンス×〇〇か月＝〇〇円
- ・構築・設定業務 〇〇円
- ・データ移行支援
単価〇〇円×台数〇〇台＝〇〇円
- ・保守（〇〇か月）
単価〇〇円×〇〇か月＝〇〇円
- ・運用支援 〇〇円

1-25 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点支援交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」を選択されたい。

1-26 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も認めているところ。Q&A 1-27も参照されたい。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられる支援」を選択されたい。

1-27 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点支援地方交付金を活用することは可能か。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であることから、

地方公共団体における、土地建物の買入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費（高騰相当分）に、重点支援地方交付金を活用することはできない。

1-28 1-26に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。

原則、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設ける施設）をいう。例えば、施設利用者が利用料金を払って利用する施設（例えば、運動施設、美術館等）を想定している。また、学校、図書館、公民館等も含む。

そのため、地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等は、これに当たらない。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択されたい。

1-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、重点支援地方交付金を充当することは可能か。

令和7年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う行政サービスや公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象とすることとしている。

例えば、地方公共団体の発注事業や入札不調の際に再入札する場合、あるいは契約変更に際しての価格転嫁分の調達価格について、実質的に賃上げにつながると認められる場合などにおいて、当該労務費に対して充当することは可能。その際には、当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求めるなどにより対応することが求められる。

また、物価高騰対応と関連するもので、地方公共団体が発注する公共施設の整備等において労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁分となる費用は施設の用途によらず対象となる。

1-30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのよ

うなものか。

物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

具体的には、消費下支え等を通じた生活者支援として、防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備（車両の購入を含む）への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援などが対象となる。

ただし、生活者への支援であることから、上記の車両等については、自治会などの防犯活動など住民が直接使用するものに限られることに留意されたい。

1-31 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能か。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としていいる。そのため、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶのであれば、重点支援地方交付金を活用することは可能である。

具体的には、こども食堂やフードバンクを運営する団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、物価高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減する事業等が考えられる。

1-32 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

1-33 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

1-34 ★生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和7年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。

重点支援地方交付金を財源とし、令和8年度実施計画に記載可能な推奨事業メニューは、原則、

- ・地方公共団体の令和8年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和8年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

生活者等に対する支援額を検討するにあたって、例えば、令和7年度内の物価高騰等の負担も含めて算定し、支援金等を支給する事業を、令和8年度事業として実施することは考えられる。

1-35 重点支援地方交付金を財源とし、生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業として、事業内容については、地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。

ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでは、知恵と工夫を凝らした支援が実行されることを期待している。

1-36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。

法人化されている必要はない。

1-37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、重点支援地方交付金の活用が可能か。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業であれば対象となる。

なお、国庫補助事業等の地方負担分については対象外となるが、上乘せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

1-38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業として

いる。
例えば、灯油価格の高騰による負担を軽減するため、灯油購入費の補助事業、燃料券の支給等が考えられるが、各地方公共団体における地域の実情に応じて、事業内容を計画されたい。

1-39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項（令和4年11月4日付け、令和5年11月6日付け、令和6年11月6日付け）を踏まえた適切な執行をされたい。

1-40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、重点支援地方交付金を充当することは可能か。

施設管理等の委託料であっても、重点支援地方交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などは対象となり得る。

1-41 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充において、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に重点支援地方交付金を充当することは可能か。

物価高騰対応のための事業以外であっても、地方公共団体において、当該労働派遣料の増加が人材派遣会社における実質的な賃上げにつながる価格転嫁と確認できるのであれば、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化として重点支援地方交付金を充当することが可能である。

1-42 重点支援地方交付金の交付対象事業について、市町村ごとで特定の給付の指定を受ける必要はあるのか。

令和7年度補正予算における重点支援地方交付金（経済対策の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。）を財源として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）から支給される給付について、デジタル庁及び総務省において、包括的に特定公的給付として指定し、マイナンバーによる情報管理・連携を可能とする告示を定めている。

利用可能な情報の範囲や、利用にあたっての留意点等の詳細については、「「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る特定公的給付への包括指定について」（令和8年1月9日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ（特定公的給付担当）・内閣府地方創生推進室事務連絡）を参照されたい。

2 商品券等の配布により実施する事業について

2-1 商品券等の配布事業に取り組む場合の留意事項はあるか。

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討すること。

2-2 商品券等の配布事業において、未換金相当額を国庫へ返還する方法如何。

商品券等の未換金相当額等が換金等の事務を委託している者（商工会等）に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること。

返還された未換金相当額等は、交付額確定前において当該事業と同一の実施計画に記載されている他の物価高騰対応として実施される事業（流用不可としている事業（異なる区分で交付金の交付を受けている事業、異なる事項で繰越を受けている事業等）を除く）に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（総務省）（令和5年12月21日総行政第327号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）、その他の法令及び関係通知（以下「補助金等適正化法等」という。）に基づき、国庫返還する必要があるため、適切に対応されたい。

3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について

3-1 現金給付を実施する場合の留意事項はあるか。

個人を対象とした現金給付を行う事業を実施する場合は、令和7年12月16日付け事務連絡に記載のとおり、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示いただきたい。

3-2 ★生活保護世帯は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各地方公共団体で適切に判断されたい。

なお、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）を活用した各地方公共団体が独自の施策として実施する給付金等の生活保護世帯の収入認定における取扱いについては、「物価高対応子育て応援手当等の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和7年12月17日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）をご覧ください。

3-3 デジタル庁が提供する給付支援サービスの活用を希望する場合、通知された交付限度額を充当しても良いか。

給付支援サービス※の利用については、通知する交付限度額の範囲内で充当することは可能であるが、交付限度額を超える分については、一般財源により対応いただくことになるため、留意されたい。

なお、給付支援サービスの利用等については、必要に応じて、デジタル庁（[【給付支援サービス】問い合わせフォーム](#)）までお問い合わせいただきたい。

※給付支援サービスとは、

デジタル庁が自治体等へ提供しているサービスであり、給付の申請から振込までのプロセスがデジタル完結し、地方公共団体の業務時間の大幅な削減を期待できます。

参考：[給付支援サービス | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション](#)

4 食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定）

4-1 特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。

市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくことが可能である。

4-2 特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。

全国一律に実施するものではなく、支援対象・方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能である。

特別加算を活用して商品券等の配布により実施する事業については、上記「2 商品券等の配布により実施する事業について」を参照されたい。

特別加算を活用して個人を対象とした現金給付により実施する事業については、上記「3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について」を参照されたい。

4-3 特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。

食料品の物価高騰への支援として措置する4,000億円の特別加算について、国民1人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模感であることを分かりやすく示したものであり、全国一律に1人当たり3,000円を支給することを求めるものではない。

特別加算は、市区町村において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施していただけるよう措置するものであり、その活用については、各市区町村において地域の実情に応じた事業を実施していただくことが可能である。

4-4 商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければいけないのか。

生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能である（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

4-5 特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。

生活者への食料品の物価高騰に対する支援について、食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することは可能である。

4-6 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。

令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる。

今般新たに食料品の物価高騰に対する特別加算分として4,000億円措置されたことを踏まえて、既存事業の積み増しを行うなど、当該事業の拡充等を行うことを期待している。

4-7 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。

特別加算分については、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算したものの。

この活用にあたっては、生活者への食料品の支援を含むものであれば、必ずしも、食料品に限定した事業ではなく、例えば日用品にも使える商品券や電子ポイントの給付などであっても活用可能である。また、従来実施されている学校給食費の支援やこども食堂への支援などに加算するなど、広く生活者への食料品の支援となるものとしても活用可能である。

なお、水道料金の減免など、生活者支援として実施する事業のために、特別加算以外の交付金限度額では対応できない場合などには、相談に応じ、活

用いただけるよう柔軟に対応することとしている。

4-8 特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。

特別加算は市区町村に対して措置されたものであるため、都道府県には措置されないが、都道府県において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援の事業を実施することも可能である。

4-9 本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有の国の基準日は設けられるのか。

全国一律に実施するものではないため、国の基準日は設けない。地域の実情に応じ、市区町村の判断で個別に基準日を設定されたい。

5 基金について

5-1 ★重点支援地方交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、令和8年4月1日付け事務連絡を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
 - ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること
- が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。
- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、令和8年4月1日付け事務連絡で示した対象となる基金の要件のうち②口を検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、後年度に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい（事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、実施計画と同年の年度末までに事業着手することが必要。）

5-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第 241 条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

■地方自治法（抄）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

5-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

5-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続きが必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

5-5 ★既存の基金への積み増しは可能か。

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。

ただし、既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金又は令和6、7年度に重点支援地方交付金を原資として作成した基金に、重点支援地方交付金を令和8年度に積み増しすることは可能だが、基金の経費の管理は各交付金、予算の種類、年度について明確に分けていただく必要がある。

なお、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から重点支援地方交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、重点支援地方交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と重点支援地方交付金は別の予算であり、今後の基金の執行状況の調査においては、それぞれの交付金を対象に調査することとなるため、十分に留意されたい。

5-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成26年10月22日付財務大臣通知に基づき、不確実な

事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

5-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源としてよいか。

重点支援地方交付金を原資とする部分については果実も含め厳格な区分経理が必要であり、利息等は当該基金に繰り入れて活用する事はできるが地方公共団体の一般財源とすることは出来ない。

6 手続きについて

6-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてもよいか。

差し支えない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

ただし、物価高騰への対応と関係の無い事業を掲載することは、当然認められないことに留意すること。

6-2 実施計画に記載の事業間での重点支援地方交付金の流用は可能か。

実施計画に配分された国費の範囲内で、実施計画に記載されている同一の交付金区分の事業へ国費を充当することができる。異なる交付金の区分（推奨事業メニュー分（令和6年度補正分）、推奨事業メニュー分（令和7年度予備費分）、推奨事業メニュー分（令和7年度補正分）、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事業費）、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事務費）、令和6年度給付支援サービス活用枠）間での流用はできないため、留意されたい。

6-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。

「成果目標」は〇〇%、〇〇人等、可能な限り定量的な指標の設定をお願いする。

6-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すればよいか。

重点支援地方交付金を活用しどのような事業を計画しているのか、事業に重点支援地方交付金を活用していることを地域住民に伝わるよう、例えば、HP や広報誌など、事業の内容に応じて適切な方法を検討されたい。なお、「内閣府 HP で掲載」は認められない。

6-5 市区町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市区町村が重点支援地方交付金の実施計画を作成する際に、県補助

金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいで構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

6-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。

令和7年 12月16日付け事務連絡等のおり、特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するものについて、「参考資料」の列等に記載を求めている。(Q & A 1-19も参照されたい。)

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」とする記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。(「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。)

6-7 提出資料の鑑文は必要か。

不要である。

6-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。

全額「B 交付対象経費」に記載する。なお、「D その他」は、一般財源、実施計画作成主体以外の負担額や対象外経費を記載する。

6-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。

重点支援地方交付金による支援の効果が直接的に生じる者を記載されたい。

6-10 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

（事業の概要）

- ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用（学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。）
- ③減免額の積算根拠
- ④学校給食事業特別会計等、生徒保護者

【減免相当額の給付】

（事業の概要）

- ②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。
- ③給付額の積算根拠
- ④学校給食会等、生徒保護者

6-11 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

（事業の概要）

- ②〇〇の減免に係る費用
- ③減免額の積算根拠
- ④一般 or 特別会計

6-12 利子補給はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

（事業の概要）

- ②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用
- ③利子補給額:〇〇千円（ \equiv 融資枠〇〇千円 \times 利息〇%）、想定件数〇件
- ④市内中小企業等

6-13 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付限度額は事後的に変更されるのか。

重点支援地方交付金の執行にあたっては、地方公共団体が財政上の不安なく、物価高騰対策を実施できるよう、国において適切に算定して通知した交付限度額については、その後の事情変更により基礎情報（統計情報、実績数等）の変更が生じた場合であっても、原則として事後的に交付限度額は変更しない。

なお、実績に基づく交付限度額算定のための調査において、地方公共団体の事務に瑕疵があることが判明した場合や、受給者の虚偽申請等不正が行われたことが判明した場合は交付限度額の変更があり得ることに留意されたい。

7 繰越し・執行について

7-1 ★令和8年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満たさなくてもよいか。満たさない場合、差額は本省において令和9年度に繰り越されるのか。

地方公共団体において実施する物価高騰対応の事業があるのであれば、経済対策の趣旨に鑑み、早期執行の観点から計画に計上することが望ましい。

交付限度額の額を上限として、令和7年度補正予算の全部又は一部について、令和7年度から令和8年度に本省繰越しを行ったところ。

なお、原則として令和9年度への繰越しは行わない。

7-2 ★令和8年度実施計画に記載する令和7年度本省繰越分の交付限度額は変更できるか。

令和7年度本省繰越分の交付限度額は、令和8年1月23日提出回に提出された実施計画において確定しているため、変更できない。

7-3 ★令和8年度実施計画に記載した事業が令和8年度内に終了しない場合、令和9年度への繰越しは可能か。

令和7年度実施計画に基づく交付決定にあたっては、令和7年度補正予算（令和7年度から令和8年度に明許繰越）を財源として行うことになるため、原則として令和9年度への繰越はできない。地方公共団体において令和9年度に繰り越す場合、事故繰越となるので、事故繰越の要件等を確認の上、繰越が認められるか地方公共団体において、関係機関との協議が必要となることに留意されたい。

7-4 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。

繰越しの区分が異なる事業同士の流用はできない。

7-5 重点支援地方交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

7-6 重点支援地方交付金は「法律補助」か「予算補助」か。

「予算補助」に当たる。

7-7 重点支援地方交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。

「給付金」に当たる。

7-8 交付要綱等は誰が作成するのか。

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、交付要綱等についても移替え先府省がそれぞれ作成する。

7-9 ★令和7年度実施計画に記載し、令和8年度に繰越を行った事業について、計画の修正を行えるか。

令和7年度の実施計画の修正は認められない。

8 地方財政上の措置との関係について

8-1 本重点支援地方交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか

充てられる。

8-2 重点支援地方交付金と地方債の関係如何。

令和7年度補正予算に係る地方債の取扱いについては、補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

8-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に重点支援地方交付金を充当することが可能か。

特別交付税は、その算定基礎となる地方団体が負担する経費（一般財源所要見込額等）の積算において、重点支援地方交付金の充当額を特定財源として控除する必要がある。

地方公共団体が負担する経費を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して、重点支援地方交付金を充当することは、制度的に排除されるものではないが、重点支援地方交付金を充当する場合、重点支援地方交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となる点に留意すること。

8-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、重点支援地方交付金を充当してよいか。

よい。

8-5 重点支援地方交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体において判断されたい。

8-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

9 公営企業会計・特別会計等について

9-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、重点支援地方交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

9-2 Q&A9-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。

すべての特別会計も公営企業会計の場合と同様に一般会計からの繰り出し、繰り入れて対応いただくことになる。

9-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記載

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記載

9-4 公営企業会計、特別会計事業に重点支援地方交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下のとおり。

【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。（事業実施はあくまで当該年度内。）

【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場

合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」ことになる。

10 効果の検証・実施計画等の公表について

10-1 重点支援地方交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にあたっての留意点については、令和5年3月事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のQ&A等において周知しており、これらも参考に、引き続き、重点支援地方交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

なお、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定しているところであり、制度要綱にて実施状況及びその効果について、事業完了の翌年度末までに公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月には公表の完了について内閣総理大臣あてに報告することとしているため、留意されたい。

各地方公共団体におかれては、重点支援地方交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方公共団体の公表事例も適宜参考にされ、適切な方法により、事業の実施状況及びその効果の検証結果を公表されたい。

また、会計検査院の令和5年度決算検査報告を踏まえ、各交付金を活用した事業の実施状況及びその効果の公表について、地方公共団体におかれては、令和6年11月6日付け事務連絡の留意事項の「2. 事業実施に係る国民への情報提供」に留意して、公表されたい。

なお、内閣府地方創生推進事務局 HP において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の実施状況等を公表されている地方公共団体の当該公表に係る URL の一覧を掲載しているため、合わせて参考とされたい。

(参考)

- <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>
地方公共団体向け文書及び資料（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連）

5. 臨時交付金の実施状況及びその効果に関する公表状況

10-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画記載の全ての事業について、実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「交付対象事業の名称」、「事業の概要」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄等の記載内容については、順次、内閣府のホームページ等で公表することとしているので、あらかじめ留意されたい。

10-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が重点支援地方交付金を活用した事業については、内閣府のホームページにおいて、関連情報とともに順次掲載予定。

10-4 ★地方公共団体において、実施計画及び活用状況の様式の公表はどの時点で行えばよいか。

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画及び内閣府が定める様式（令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況）を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表されたい。

10-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。

実施計画を提出した年度に関わらず、1つ1つの事業について、事業完了の翌年度中に公表されたい。

10-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。

実施計画に掲げた全事業について、公表されることが望ましい。ただし、事業の目的や内容から、その効果を測定することが困難であるものは、この限りではないが、少なくとも実施状況については全事業公表されたい。